

## 「新型コロナウイルスワクチン接種証明書」について

海外渡航用の新型コロナウイルスワクチン接種証明書の申請・交付が始まっています。接種証明書は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づき交付するものです。新型コロナウイルスワクチンを接種した方で、「我が国から海外へ渡航する際、接種証明書を所持していることにより、相手国による防疫措置の緩和が受けられる」といった理由から、本証明書を必要とすること」が条件となっており、当分の間、海外渡航時の利用を目的としない方は対象外です。申請先は、ワクチンの接種券を発行した市町村です。

詳しくは、厚労省のホームページの「新型コロナウイルスワクチンについて」のページをご覧ください。

## 「新型コロナウイルスワクチン予診票の確認のポイント」が改訂されています

7月16日付で「新型コロナウイルスワクチン予診票の確認のポイント」が改訂され、Ver2.2となっています。厚労省の「新型コロナウイルス」のホームページ、あるいは当協会のホームページでご確認下さい。

## 「補助金」がまだ届かない場合はお知らせを

「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（令和2年度・令和3年度）や「発熱外来補助金」を申請したにも関わらずまだ届かないということが、全国各地で起こっているようです。保団連は、8月4日（水）にこの問題での厚労省要請を行う予定です。それに向けて、高知県内の情報を集めています。「まだ補助金が届かない」ということがあれば、7月28日（水）までに高知保険医協会へお知らせください。できる限り、FAXあるいは協会ホームページの「お問い合わせ」ページから、担当の方のお名前を添えてお知らせいただくと幸いです。

## 「補助金」で固定資産を購入した場合の「圧縮記帳」制度の活用について

「新型コロナ」に関連する「補助金」は、「雑収入」や「補助金収入」として収入に計上することになります。法人や個人の収入扱いになるので、税金がかかってきます。それに対しての様々な経費が発生していれば、税金が多くなることはないかもしれませんが、問題は「補助金」を活用して10万円以上の固定資産を購入した場合です。固定資産に支払った費用は、全てその年度の経費になるわけではありませんので、その分「補助金」を収入に計上した年度の税金が多くなる場合があります。こうしたことへの税金対策として、「圧縮記帳」という仕組みがあります。設備投資をした事業年度の経費を多く計上し、税負担を軽減するものですが、課税時期を将来に延ばすということなので、トータルで経費にできる額は同じになります。この「圧縮記帳」をしなければならないわけではありません。「補助金」で固定資産を購入した場合、「圧縮記帳」を利用するかどうか、税理士さんとよく相談してみてください。

## 県の「大規模接種」が始まっています

7月17日から高知新港で、県営の新型コロナウイルスの大規模接種が始まっています。対象者は、警察官、教職員、保育園・幼稚園、児童福祉施設等、針灸院、接骨院等、中小企業（飲食・宿泊・運輸・理美容を優先）、県職員となっています。10月31日までの予定で、計16,000人の接種を行う予定です。